

弘前市上下水道事業メーター関連業務
及び漏水修繕等業務委託基本協定書
(案)

弘 前 市

〇〇〇〇

弘前市上下水道事業メーター関連業務及び漏水修繕等業務委託 基本協定書

弘前市上下水道事業メーター関連業務及び漏水修繕等業務委託（以下「業務委託」という。）に関して、弘前市上下水道事業弘前市長（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「メーター等業務受注候補者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施要領等 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領、業務委託に係る水準書及び仕様書をいう。
- (2) S P C 業務委託、弘前市上下水道事業水道料金等徴収業務及び水道料金等システム構築運用業務並びに、弘前市上下水道事業漏水確認等調査業務委託及び施設維持管理等業務委託を履行することを目的として設立される会社法施行規則(平成18年2月7日法務省令第12号)第4条に定める特別目的会社で弘前市内に設立する会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社をいう。
- (3) 業務提案書 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領第7項に規定している提案書等をいう。
- (4) 料金等業務受注候補者 弘前市上下水道事業水道料金等徴収業務及び水道料金等システム構築運用業務の受注候補者に選定された者をいう。
- (5) 漏水確認調査等業務受注候補者 弘前市漏水確認等調査業務委託及び施設維持管理等業務委託の受注候補者に選定された者をいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、メーター等業務受注候補者が実施要領等の規定により設立するS P Cが、業務委託を履行する者であることを確認するとともに、実施要領等及び業務提案書に基づいた業務委託を実施するため、第5条の規定により今後設立するS P Cとの業務委託契約の締結に向けて、発注者及びメーター等業務受注候補者（以下「発注者等」という。）の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第3条 発注者等は、メーター等業務受注候補者が実施要領等の規定によりS P Cを設立し、当該S P Cが業務委託を履行する者であることを確認する。

- 2 メーター等業務受注候補者は、実施要領等に規定された内容及び条件を遵守のうえ、発注者に対し業務提案を行ったものであることを確認する。

（義務）

第4条 発注者等は、業務委託の契約締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 メーター等業務受注候補者は、業務委託の契約締結のための協議にあたり、発注者の意見及び要望事項を尊重するものとする。

(S P Cの設立)

第5条 メーター等業務受注候補者は、受注した業務委託を履行させるため、料金等業務受注候補者及び漏水確認調査等業務受注候補者とで構成するS P Cを令和 年 月 日まで設立し、当該S P Cに係わる登記事項証明書及び現行定款の原本証明付写しを発注者に提出しなければならない。

- 2 S P Cは、メーター等業務受注候補者、料金等業務受注候補者及び漏水確認調査等業務受注候補者（以下「構成員」という。）が出資して設立するものとし、出資金の金額については、構成員で協議して決定するものとする。
- 3 S P Cの本店は、弘前市内とする。
- 4 メーター等業務受注候補者は、保有するS P Cの株式を第三者（S P Cの他の株主を含む。）に譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分をする場合は、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

(契約の締結)

第6条 発注者等は、実施要領等及び業務提案書（以下「提案等」という。）に基づき、S P Cが業務委託を履行するために、発注者とS P Cとの間において契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。

- 2 S P Cは、発注者との契約の締結に係わる業務提案書の詳細を明確にするための資料及び情報提供を発注者等に請求することができる。
- 3 メーター等業務受注候補者は、業務提案書が実施要領等に規定された内容等と一致しないものが含まれていたときは、当該内容等と一致するよう訂正しなければならない。
- 4 発注者は、第5条によるS P Cの設立を確認した場合は、速やかにS P Cとの業務委託の契約を締結しなければならない。
- 5 発注者等は、業務委託の契約締結後も、業務委託履行のためにS P Cへ協力するものとする。

(事前準備)

第7条 メーター等業務受注候補者は、S P Cの設立前及び業務委託の契約締結前において、自己責任の中で業務委託に関する事前準備ができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲でメーター等業務受注候補者に協力するものとする。

- 2 メーター等業務受注候補者は、前項の事前準備をS P Cに引き継ぐものとする。

(財務支援)

第8条 メーター等業務受注候補者は、S P Cの財務状況に応じて、連帯して追加出資をするとともに、その他発注者が適切と認める措置を講じるよう努めるものとする。

(業務委託契約の不成立)

第9条 発注者等のいずれの責にも帰さない事由により、発注者及びS P Cが業務委託

の契約の締結に至らなかった場合は、業務委託の事前準備に関する各自の費用は、それぞれの負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第10条 発注者等は、本協定に関する事項について、相手方の同意を得ず第三者に開示し、又は本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、弘前市情報公開条例（平成18年条例第19号）による開示請求を除く。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後においても効力を有するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定の締結の日から業務委託契約終了の日までとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者等が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は青森地方裁判所弘前支部とする。

本協定の締結の証として、基本協定書2通を作成し、発注者及びメーター等業務受注候補者はそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

弘前市大字賀田1丁目1番地1
弘前市上下水道事業
弘前市長

メーター等業務受注候補者